

ふるさと納税の拡充(案)

1. 特例控除額の拡充

地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充する。

2. 返礼品（特産品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

1とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請する。

（通知（技術的助言））

- ① 募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
 - ・ 「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示
- ② ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）送付
 - ・ 換金性の高いプリペイドカード等
 - ・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

3. 申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。

（別紙参照）

「ふるさと納税ワンストップ特例」の基本的スキーム

(1) 確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税(寄附)の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請できることとする。
(確定申告を行う者は、現行どおり、確定申告を通じて控除を受ける。)

(2) 寄附先団体は、必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知する。

(3) 本特例が適用される場合は、個人住民税課税市町村は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除を行う。(確定申告を行った場合と同額が控除される。)

※ 確定申告を行う場合は、原則に戻ることとし、所得税と個人住民税から控除を受ける。

(注) ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
・ 5団体を超える地方団体へのふるさと納税(寄附)を行う者は、確定申告が必要